

福岡県公報

平成31年1月4日
第4056号

目次

告示(第1号-第7号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 3

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 3
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4

告示

福岡県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年1月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野 筑穂線	筑紫野市紫三丁目645番4先から 筑紫野市紫三丁目97番2先まで

福岡県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生105	高橋眼科	太宰府市大佐野三丁目1-8	H30・12・1
宗遠生歯7	ごとう歯科クリニック	遠賀郡水巻町頃末南三丁目1-1-101	H30・9・1
筑生薬57	クレア薬局筑後店	筑後市大字前津4-2	H30・11・14
行生薬84	カインド調剤薬局	行橋市宮市町1-8	H30・11・5
嘉鞍生訪2	訪問看護ステーションさくらんぼ	鞍手郡鞍手町大字中山2396-1	H30・10・1
豊生訪4	訪問看護ステーションほうらい	豊前市大字四郎丸1690-3	H30・10・1

福岡県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生409	医療法人城クリニック	大牟田市大字歴木1807-1148	H 30・11・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野生歯50	医療法人佐藤道彦歯科医院	大野城市上大利二丁目10-1	H 30・9・30
小生歯9	蒲池歯科医院	小郡市津古1432-3	H 30・11・22
田生歯82	みのる歯科クリニック	田川市大字夏吉1872-1-B	H 30・10・31
宗遠生訪1	あおぞらの里 水巻訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町頃末北二丁目10-1-106	H 30・9・30

福岡県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生313	江口内科クリニック	糟屋郡新宮町大字三代字須川772-7	糟屋郡新宮町三代西二丁目12-20	H 30・11・17
粕生薬107	タイヨー薬局新宮店	糟屋郡新宮町大字三代772-3	糟屋郡新宮町三代西二丁目12-24	H 30・11・17

福岡県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ40	井手 かおりOFA療養サポートセンター大牟田支店	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 30・11・2
小生マ8	高橋 学 小郡鍼治療院	小郡市小郡676-8	H 30・11・7
大野生マ34	吉瀬 泰行（OFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・11・1
大野生マ35	荒殿 義高（OFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・11・1
大野生マ36	田崎 修由（たさきマッサージ治療院）	大野城市月の浦三丁目3-1-204	H 30・11・27
嘉鞍生マ6	濱田 幸伴（訪問マッサージプラネット）	嘉穂郡桂川町大字土師1-267	H 30・11・8
飯生マ75	久恒 伸行（訪問マッサージやさしい手）	飯塚市片島一丁目2-13 アーバン片島405号	H 30・12・1

那珂生柔1	北原 亮 (歩整骨院)	那珂川市片縄三丁目92 中野ビル1F	H 30・11・1
柏生柔173	新有留 浩司 甲斐整骨院 新宮院	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	H 30・10・16
柏生柔174	尾崎 麻耶 甲斐整骨院 新宮院	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	H 30・10・16
柏生柔175	長谷 佑花 甲斐整骨院 新宮院	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	H 30・10・16
柏生柔176	船倉 彰二 甲斐整骨院 新宮院	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	H 30・10・16
小生はき4	高橋 学 小郡鍼治療院	小郡市小郡676-8	H 30・11・7
大野生はき23	田崎 修由 (たさきマッサージ治療院)	大野城市月の浦三丁目3-1-204	H 30・11・27

福岡県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宗遠生柔11	廣松 成俊 (ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本七丁目1-24	H 30・9・30

福岡県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項

においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生マ29	山下 晴子 (菜の花治療院)	大牟田市不知火町二丁目8-5	大牟田市大字歴木850-2	H 30・11・1
大生マ30	岡 英二 (菜の花治療院)	大牟田市不知火町二丁目8-5	大牟田市大字歴木850-2	H 30・11・1

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン岡垣店
- (2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外40筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換

地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市須川の一部 (上須川地区第一換地区)	平成30年12月12日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市須川の一部 (上須川地区第二換地区)	平成30年12月12日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年1月4日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画用途地域の変更（平成30年12月11日北九州市告示第475号）